大牟田市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大牟田市屋外広告物条例(平成26年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (広告物の表示等の許可の申請)
- 第2条 条例第5条又は第7条第4項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)を表示し、又は掲出物件(広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。)を設置しようとする日の1月前(貼り紙、貼り札、立看板、広告幕、アドバルーン及びこれらに類するもの(以下「簡易な広告物等」という。)にあっては、10日前)までに屋外広告物(新規・更新・変更)許可申請書兼屋外広告物管理者設置届(様式第1号。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 許可申請書には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。
- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周辺の状況を示す図面又は写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。以下同じ。)
- (2) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造(照明等の付帯物を含む。)等に関する仕様書及び図面
- (3) 広告物の意匠、色彩及び表示に関する図書
- (4) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物(建築基準法(昭和25年 法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) 又は工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合において は、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写 し
- (5) 貼り紙又は貼り札に類するものについては、その現物又は見本
- 3 市長は、許可申請書の記載事項及び前項各号に掲げる図書等の一部の記載及び添付について、必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(公共広告物)

第3条 条例第7条第1項ただし書の規則で定めるものは、貼り紙、貼り札、 立看板その他これらに類するもの以外の広告物又は掲出物件(官公署の建 物及びその敷地内に表示し、又は設置されるものを除く。)とする。

- 2 条例第7条第1項ただし書の規定による協議をしようとする国又は地方 公共団体は、公共広告物協議書(様式第2号)を市長に提出しなければな らない。
- 3 条例第7条第1項第3号の規則で定めるものは、全ての広告物又は掲出 物件とする。

(適用除外の基準)

- 第4条 条例第7条第1項第4号の規則で定める基準は、広告物の表示面積の合計が0.5平方メートル以内で、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内とする。
- 2 条例第7条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 条例第4条第1項各号に掲げる地域又は場所にあっては、広告物の表示面積の合計が5平方メートル以内のものであること。
- (2) 条例第4条第1項各号に掲げる地域又は場所以外の本市の区域にあっては、広告物の表示面積の合計が15平方メートル以内のものであること。
- 3 条例第7条第2項第2号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が5 平方メートル以内のものとする。
- 4 条例第7条第2項第3号の規則で定める基準は、当該工事期間中に限り 表示される広告物で、営利を目的としないものとする。
- 5 条例第7条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するもの(自動車の外面を利用するものにあっては、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内のものに限る。)であること。
- (2) 営利を目的としない宣伝、行事又は催物等を表示するもの(自動車の外面を利用するものにあっては、広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内のものに限る。)であること。
- 6 条例第7条第3項第1号及び第2号の規則で定める基準は、広告物の表示面積が5平方メートル以内のものとする。
- 7 条例第7条第4項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条第4項第1号に掲げる広告物又は掲出物件については、広告物の表示面積の合計が15平方メートル以内のものであること。
- (2) 条例第7条第4項第2号に掲げる広告物又は掲出物件については、広告物の表示面積が10平方メートル以内のものであること。
- 8 条例第7条第6項の規則で定める基準は、広告物の表示期間が、1月以 内であることとする。

(屋外広告物等の規格)

第5条 条例第9条第1項の規定による広告物又は掲出物件の規格は、別表のとおりとする。

(許可の期間)

第6条 条例第10条第1項に規定する許可の期間は、簡易な広告物等にあっては1月以内、簡易な広告物等以外のものにあっては3年以内とする。

(更新の許可の申請)

- 第7条 条例第10条第3項の規定による更新の許可を受けようとする者は、 更新しようとする許可の許可期間の満了の日の1月前(簡易な広告物等に あっては、10日前)までに許可申請書に次に掲げる図書等を添付して市長 に提出しなければならない。この場合において、第2号に掲げる図書等に ついては、条例第16条第1項の規定により屋外広告物管理者を置く場合 にあっては当該屋外広告物管理者の点検を受けた結果を記載したものでな ければならない。
 - (1) 広告物又は掲出物件の現況の写真
 - (2) 条例第14条の2の規定により報告書を作成した場合は、当該報告書
 - (3) 他人が管理し、又は所有する土地、建築物、工作物に広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証する書面又はその写し

(軽微な変更又は改造)

- 第8条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲 げる要件のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度 の改造、補強、修理又は塗装替えであって、広告物の内容、意匠、色彩 又は表示の面積を変更しないものであること。
 - (2) 現に受けている許可の期間内において、当該許可に係る同一業務に関する広告物を取り替えて掲出物件に表示すること。

(変更又は改造の許可の申請)

- 第9条 条例第11条第1項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする日の1月前(簡易な広告物等にあっては、10日前)までに許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の許可の申請について準用する。 (許可印及び許可証)
- 第10条 条例第13条に規定する許可印及び許可証の様式は、様式第3号 によるものとする。

(点検の期間及び報告書)

- 第10条の2 条例第14条の2第1項の規則で定める期間は、3年以内と する。
- 2 条例第 14 条の 2 第 1 項に規定する報告書の様式は、屋外広告物安全点検報告書(様式第 4 号)によるものとする。

(点検及び屋外広告物管理者の設置を要しない簡易な広告物又は掲出物件等)

- 第11条 条例第14条の2第1項ただし書及び第16条第1項ただし書の 規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 簡易な広告物等
 - (2) 電柱を利用する広告物その他これに類するもの
 - (3) 建築物の壁面に直接塗付する広告物
- 2 条例第14条の2第2項及び第16条第2項の規則で定める広告物又は 掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性を有する構造の広告物又は掲 出物件で、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項 の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものと市 長が認めたもの(以下「堅固な広告物等」という。)とする。

(除却届)

第11条の2 条例第15条の規定により広告物又は掲出物件の除却を行った広告物の表示者等(同条に規定する広告物の表示者等をいう。以下同じ。)は、屋外広告物除却届(様式第4号の2)を市長に提出しなければならない。

(屋外広告物管理者等の届出)

第12条 条例第17条の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置・変

更届 (様式第5号) により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第5条又は第7条第4項の規定による許可を申請する際に、許可申請書により条例第16条第1項の規定により設置する屋外広告物管理者を届け出ることができる。
- 3 広告物の表示者等は、条例第17条第1項の規定による届出に係る屋外 広告物管理者の氏名又は住所が変更になったときは、その旨を屋外広告物 管理者等設置・変更届により届け出なければならない。

(保管物品一覧簿の備付け及び閲覧)

第13条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管 したときは、保管した広告物(条例第23条第1号に規定する広告物を除 く。)又は掲出物件の保管物品一覧簿(様式第6号)を備え付け、かつ、 これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(返還の手続)

第14条 条例第24条の規定により、返還を受けるべき所有者等(法第8条第2項に規定する所有者等をいう。)に保管した広告物若しくは掲出物件又は売却した代金を返還するときは、屋外広告物等返還受領書(様式第7号)と引換えに返還するものとする。

(身分を示す証明書)

第15条 条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 (様式第8号)とする。

付 則(平成26年5月30日規則第2号)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、 平成26年6月1日から施行する。
- 2 条例付則第6項の規定により条例第12条第1項の規定による申請及び 当該申請に係る許可をする場合においては、この規則に定めるところによ る。

付 則(平成30年3月20日規則第37号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の大牟田市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)様式第3号は、施行日以後に行われる大牟田市屋外広告物条例(平成26年条例第1号)第14条の2第1項の規定による点検について適用し、施行日前に行われた点検により作成された改正前の大牟田市屋外広告

物条例施行規則様式第3号は、改正後の規則様式第3号とみなして使用することができる。

付 則(平成30年12月28日規則第27号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行 する。
- 2 改正後の大牟田市屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、改正後の規則第2条第1項の規定による許可の申請、改正後の規則第7条の規定による更新の許可の申請又は改正後の規則第9条第1項の規定による変更又は改造の許可の申請の期限(以下「申請期限」という。)が施行日以後の日となる広告物(改正後の規則第2条第1項に規定する広告物をいう。以下同じ。)又は掲出物件(改正後の規則第2条第1項に規定する掲出物件をいう。以下同じ。)について適用し、申請期限が施行日前の日となる広告物又は掲出物件については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

広告物又は掲出物件の規格

広告物の種類		広告物又は掲出物件の規格
広告塔	建築物の屋上に設置	高さはこれを設置する建築物の高さの3分の2以
	するもの	下、地上から広告塔の上端までの高さは50メート
		ル以下とすること。
	鉄道からの展望を目	高さは30メートル以下、対向面積は100平方メ
	的とする野立広告塔	ートル以内、広告塔相互間の距離は50メートル以
		上、鉄道までの距離は100メートル以上とするこ
		と。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規
		格のみを適用する。
	その他広告塔	高さは15メートル(商工業地域にあっては、30
		メートル)以下、対向面積は50平方メートル以内、
		広告塔相互間の距離は15メートル以上とするこ
		と。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規
		格のみを適用する。

ı		1
広告板	鉄道からの展望を目	高さは10メートル以下、対向面積は100平方メ
	的とする野立広告板	ートル以内、広告板相互間の距離は50メートル以
		上、鉄道までの距離は100メートル以上とするこ
		と。ただし、商工業地域にあっては、高さに係る規
		格のみを適用する。
	その他広告板	高さは5メートル以下、対向面積は50平方メート
		ル以内、広告板相互間の距離は5メートル以上とす
		ること。ただし、商工業地域にあっては、高さに係
		る規格のみを適用する。
建築	物の壁面を利用する	表示面積は、壁面面積の3分の1(商工業地域にあ
もの		っては、5分の3)以内とすること。
電 柱 類	電柱類に直接塗付す	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告
	るもの	物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
を利	電柱類から突出する	広告物の高さは路面から4.5メートル(歩道上に
用	も の	あっては、2.5メートル)以上、広告物の出幅は
する		0.8メートル以内、広告物の大きさは縦1.5メ
もの		ートル以内、横 0. 8メートル以内とすること。
	電柱類に巻き付ける	広告物の高さは路面から1.2メートル以上、広告
	もの	物の大きさは縦1.8メートル以内とすること。
立看板		大きさは縦2.0メートル以内、横1.0メートル
		以内、脚の長さは0.3メートル以内とすること。
貼り紙、貼り札その他こ		面積は、1平方メートル以内とすること。
れらに類するもの		
建築物より突出する形式		広告物の高さは路面から4.5メートル(歩道上に
のもの		あっては、2.5メートル)以上、広告物の面積は
		20平方メートル以内、広告物の出幅は道路境界線
		から1.0メートル以内とすること。
自動車に表示するもの		1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの(2
		に規定するものを除く。)は、次に掲げるもの
		であること。
		(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面
		のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の
		10分の3以内とすること。
l l		

- (2) 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとすること。
- (3) 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。
 - (4) 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。
- 2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて 表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面 にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後 面にあっては0.5平方メートル以内とすること。
- 3 定期路線バス以外の自動車の外面を利用し、表示する広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。

備考 この表において商工業地域とは、次の地域をいう。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域
- (2) 都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル及び事業所等がおおむね20戸以上連たんしている地区を中心として半径2 00メートル以内の地域